

【その他】

赤十字5大学による共同大学院（博士課程）設置報告 —構想から開設までの回顧録—

河口てる子（日本赤十字北海道看護大学）

平成23年12月～平成25年11月 共同大学院検討プロジェクトワーキンググループ・リーダー

平成25年12月～平成28年3月 共同大学院ワーキンググループ・座長

平成28年4月～平成31年3月 大学院共同看護学専攻・専攻長

平成28年（2016年）4月、日本赤十字学園所属の赤十字5大学による共同看護学専攻博士課程が開設された。平成21年（2009年）当時、日本赤十字看護大学以外の博士課程をもたない赤十字5大学では、博士課程の設置は学長らの悲願であった。しかし、大学単独で博士課程を設置するには教員確保の点で無理があったため、共同実施での設置を模索したが、当時博士課程を持たない大学同士の共同実施の申請は、前例がなく、一度は設置申請を断念していた。本記事は、その後赴任した学長らが、共同実施の博士課程設置を目指し、孤立奮闘、紆余曲折ありつつも、諦めることなく初志貫徹した開設までの回顧録である。1つの学校法人に属する5大学の共同実施であるものの、設立経緯が全く異なる赤十字5大学の意見統一と協働は予想通り困難を極めた。文字にできないことも多いながら、何かの折りに役立つことを願って、共同看護学専攻開設までの記録を残すことにした。

共同教育課程、博士課程、共同看護学専攻、共同実施、設置申請

日本赤十字学園では、日本赤十字看護大学（以下、日看大）が平成7年（1995年）に博士課程を開設したものの、他の赤十字5大学では修士課程を開設後も博士課程がなく、博士課程の設置は学長らの悲願であった。しかし、各大学単独で博士課程を設置するには教員の確保の点で無理があったため、当時複数大学で1つの教育課程を設置する共同教育課程や連合大学院等が注目されていた。

＜平成21年度～25年度の日本赤十字学園中期計画＞

平成21年度～25年度の日本赤十字学園中期計画では、「質の高い教育研究の実施」の中で「大学院修士課程は全大学に設置する方針の下に整備を進める」「博士課程は、連合大学院構想等も視野に入れた大学院博士課程設置に係る方向性を検討していく」とされていた。大学院修士課程については、平成23年度までに6赤十字看護大学とも開設を完了した。博士課程に関しては、平成21年度～25年度の日本赤十字学園中期計画開始後、平成22年（2010年）1月の学長会議で、大学院共同実施の法制上の条件、

単独の大学院設置と比較しての長所・短所について検討し、文部科学省大学設置室に相談に行くなどの活動が始まっていた。

＜文部科学省大学設置室への相談＞

平成22年（2010年）5月に文部科学省大学設置室に共同実施制度について相談し、以下の担当官のコメントを得た。これまでの共同実施の例としては、①既に博士課程を設置している大学院同士で構成したものであり、その場合の手続きとしては、共同実施に伴う学則（教育課程）変更の届出で足りること、博士課程未設置の大学院との共同実施は現時点では前例がないこと、②構成大学院の一方が博士課程未設置であれば、当該大学院が共同実施の分担部分について博士教育が可能か審査すること（博士課程未設置校は認可申請が必要である）、既に博士課程を設置している大学院は、教育課程変更の届出を行う、③教員の配置については、構成大学院の収容定員の合計を基に設置基準による必要数を設置することになり、それを構成する大学院ごとの収容定員で按分

(2020.9.30受理)

する、④教育課程は、構成する大学院ごとに分担する部分がなければ共同実施とはならない、共通部分があってもよいが、共通部分だけでは共同実施とはならない、であった。

<共同実施制度と連合大学院制度の比較>

当時、複数大学が博士課程を共同で設置する方法としては、共同実施制度による博士課程（共同教育課程）と連合大学院制度があった。

共同実施制度による博士課程では、各構成大学にそれぞれ共同学科等の組織を設置し（各大学の看護学研究科に共同看護学専攻を置く）、教員はそれぞれ各構成大学に所属、学生は全ての構成大学に在籍するが、いずれか本籍を置く大学を決定する、教育課程は複数の大学が共同して一つの共同教育課程を編成し、学位は複数の大学が共同して一つの共同教育課程を編成する（つまり、構成大学連名で学位を授与する）という制度である。

一方、連合大学院制度では、基幹となる大学院（赤十字看護大の例では、博士課程を既にもつ広尾の日看大）に研究科を設置し、教員は基幹となる大学院に所属、学生も基幹となる大学院に所属する。教育課程は基幹となる大学院において必要な授業科目等を自ら開設し、学位は基幹となる大学院の名義での学位授与となる、であった。

総合すると、連合大学院では、日看大以外の赤十字看護大学は学生を入学させられず、学位も日看大の名での学位となり、博士課程をもたない他の赤十字看護大学にとって、自校に博士課程を設置したとは言えない制度であって、学長らの期待に反しているのは明らかであった。また、文部科学省大学設置室の見解では、共同実施制度は、複数の大学が異なる学部を共同運営することにより、異なる研究分野の融合、既存の研究分野にとらわれない最先端の研究を推進するための文部科学省の戦略であり、単に博士課程を単独で設置できないから複数の大学で博士課程を作るという目的は、規程上はできないわけではないが、文部科学省の主旨外・想定外の利用で、ニュアンスとして否定的であった。また連合大学院制度は、論外であった。

<共同大学院設置計画の断念>

これらを受けて平成22年（2010年）7月の学長会議では、大学院共同実施を行う場合の教育課程や設置条件について協議したが、同月の常務理事会では、

共同実施ということに限定せず、検討プロジェクトを設置することになった。しかし、プロジェクトでは、①共同実施の博士課程は、博士課程未設置の大学の場合、設置認可申請が必要であり、しかも②前例がないこと、また③連合大学院では主幹校の日本赤十字看護大学の名で学位が出され、他の赤十字看護大学名はでない、学園は、これらの点を総合して、赤十字看護大学において共同実施制度および連合大学院制度での博士課程の設置等を断念した。共同実施制度および連合大学院での設置を断念すると、各大学単独での博士課程設置を検討することになるが、大学院設置審が判定する〇合相当教員の確保の点から難しい状況であった。（〇合教員とは、大学院設置審査で博士課程の研究指導ができる教員と判定された教員のこと、博士号・学会誌への第一著者での研究業績・教育歴・研究指導歴等が審査される）

<再度の検討へ：河口共同大学院博士課程構想を蒸し返す>

平成23年（2011）4月に日本赤十字北海道看護大学（以下、北海道看護大）の学長に就任した河口は、北海道看護大の教員に欠員が多いこと、博士課程がなく修士までの学位の教員ばかりであること、教員の質向上のために博士号を取得させる必要があることを強く感じた。しかし、北海道看護大所在の北見市は博士課程のある札幌周辺から遠く（片道300キロ、4.5～5時間程度かかる）、教員を通わせることが困難な状況であった。そのため北海道看護大に博士課程を設置することを望んだ。博士課程の設置は、北海道看護大の魅力に教員にアピールすることができ、教員確保にも利するが、単独での設置は、いわゆる〇合教員の絶対的不足から、それは望むべくもないことであった。そのため共同実施での博士課程構想は、博士課程を持たない他の赤十字看護大と同様に北海道看護大の夢でもあった。

共同実施での博士課程を望む河口は、就任直後から学園の学長会議等で博士課程の設置の必要性と共同教育課程の博士課程の設置を要望したが、その時の学園事務局は、「また、その話か」「もう結論が出ている」「無理だ」と冷たい反応であった。というのは、先に記述した通り、前年度まで学園事務局および各大学の学長らが、共同教育課程や連合大学院等での博士課程の設置を検討し、文部科学省に相談に行くなどしたが、設置は困難との結論が出ていたからであった。既に共同設置での博士課程プロジェ

クトは解散し、再度の検討は無理・無用・無意味との雰囲気であった。

しかし、河口は、設置を検討・断念した時の協議事録を学園事務局から渡されながらも、平成23年(2011年)10月の学部長・研究科長会議にて、協議事項として大学院の共同実施での看護学専攻博士課程を再度提案した。この時は、幸いにも日本赤十字広島看護大学(以下、広島看護大)の新道学長兼研究科長から「日看大の高田学長からは具体案があれば検討の余地があるとの回答を得ている。」旨の賛同発言があり、結果「北海道看護大の河口学長が中心となって、具体的な案を検討するプロジェクトに参加するかどうかについて、各大学に調査する」との回答を引き出した。同月に行われた学長会議では、共同大学院構想(博士課程)について、平成21年からの検討経緯、共同実施の長所・短所、共同実施のイメージ、共同実施した場合の課題等について説明され、11月には各大学に共同大学院への参加について意向調査が行われた。調査結果は、北海道看護大、日看大、広島看護大の3大学が参加と回答した。

<共同大学院ワーキンググループ活動開始>

平成23年(2011年)12月の常務理事会では、正式に3大学(日看大、北海道看護大、広島看護大)をメンバーとして、どのような形態で、また、どの分野で実施していくか等について、北海道看護大の河口学長をリーダーとして、4人の共同大学院プロジェクトワーキング・グループ(WG)を立ち上げると報告された。

翌年(平成24年)1月に第1回共同大学院プロジェクト会議が開催され、単位数、人員配置、今後の方向性について話し合ったが、日看大は大きな補助金がついた高知県立女子大学、兵庫県立大学、千葉大学、東京医科歯科大学との5大学による共同災害看護学専攻のリーディングプログラム(DNGL)に参画を要請され、本プロジェクトへの参加が未定となった。同年2月の第2回共同大学院プロジェクト会議では、日看大の参加は未定のまま、北海道看護大、広島看護大で構想を進めることとなった。その段階で希望する領域は、広島看護大：看護教育学、がん、災害、北海道看護大：成人(がん)、精神(地域と組む)、助産系とし、北海道看護大の河口WGリーダーが、調整・統合した骨子をもって4月中に文部科学省へ相談に行き、その後、設置審査への準備を進めることとなった。

<日看大離脱と豊田看護大の参加>

平成24年(2012年)4月の学長会議では、河口WGリーダーから「大学院博士課程(共同、単独)の開設について」の議題において、学園の共同大学院、日本赤十字秋田看護大学(以下、秋田看護大)の状況、日看大リーディングプログラム等の現状について説明をした。本共同大学院については、「考えるほど順調に進まないかもしれないが、赤十字をアピールする事業にもなるので進めていく」という意見が出された。同年6月の学長・事務局長合同会議では、河口より日看大が共同大学院に参加できなくなったこと、このことにより広島看護大と北海道看護大の2大学による共同大学院となるが、質の高い教育を目指し、この4月に新学長となった日本赤十字豊田看護大学(以下、豊田看護大)に参加を求めていることが報告された。

日看大は、平成24年(2012年)10月に正式に高知県立女子大学、兵庫県立大学、千葉大学、東京医科歯科大学との5大学による博士課程教育リーディングプログラム(DNGL)が採択されたため、最終的にDNGLの共同教育課程(共同災害看護学専攻)の方に参画することになった。日看大では、2つの共同教育課程を走らせることは負担が大きく、また赤十字看護大の共同教育課程だと、日看大は経験があるので主幹校に設定され、多くの作業が広尾に降りかかるのではと、当初から懸念があり参画に否定的であった。結局、日看大では、参加しないとの決定が経営会議でくださったようであった(ちなみに、日看大の教授会では本共同大学院の参加可否について討議も報告もされていない)。

一方、参加を表明しなかった豊田看護大は、当時の学長、次の学長とも、医師であったためか「学園の意向は?」「理事長のお考えは?」と学園の意向を気にし、参加に関しての自身の意見はないように見えた。そこで豊田看護大の賛同を得るため、豊田の学部長・研究科長(両者とも看護職)に働きかけた。豊田看護大の学部長・研究科長は、二人とも博士課程設置を強く望み、この両名が「博士課程は絶対必要だ」と学長に説明し、学長も同意、参加することになった。

日本赤十字秋田看護大学(以下、秋田看護大)は、当時の学長が秋田看護大単独による博士後期課程設置を目指しており、博士課程設置のために定年を過ぎた○合相当教授を多数確保し、共同教育課程の博士課程参画には反対していた。しかし、秋田看護大

は、単独設置を計画していたものの、設置申請するに十分な環境が整っていないこと（修士課程設置時における課題・問題もあった）から平成24年5月の文部科学省への設置申請は見送られた。このようにして平成24年度（2012年）末までには、北海道、豊田、広島看護大の3校がWGに参加することになったが、学園本部の態度は、妨害こそないものの静観するとの態度を続け、前途は必ずしも明るくはなかった。

＜同じ分野同士での共同教育課程設置の前例発見＞

平成25年（2013年）4月文部科学省から学園本部に佐野俊幸学事部長が就任し、共同大学院博士課程に関して文部科学省大学設置審からの情報収集を始めた。それまでの文部科学省への相談結果、情報収集では、同じ分野で博士課程を持たない大学同士の共同教育課程は前例がないとのことであったが、平成24年（2012年）4月に愛知教育大学と静岡大学が教育学の分野で共同教育課程「共同教科開発学専攻」として後期3年のみの博士課程を開設した情報がもたらされた（表1）。同じ教育学分野で博士課程を持たない2つの大学が共同教育課程の博士課程を開設したという事実は、複数の赤十字看護大で共同教育課程の博士課程を開設することに対して、実現可能性があることを示しており、プロジェクトのメンバーも大いに勇気づけられた。

表1. 同じ分野で博士課程を持たない大学同士の共同大学院 前例)

開設大学：	国立大学法人愛知教育大学 国立大学法人静岡大学
名 称：	教育学研究科共同教科開発学専攻
課 程：	後期3年のみの博士課程
取得学位：	博士（教育学）
学問分野：	教科開発学 (教育環境学と教科学の融合)
	・教育環境学 ・人文社会系教科学 ・自然系教科学 ・創造系教科学
修了所要単位数	20単位（必修7単位、選択13単位）
入学定員：	8名（各大学4名）
設置時期：	2012年4月

＜文部科学省への相談＞

平成25年（2013年）9月文部科学省へ共同教育課程の単位について相談に行った。DNGLの場合は5年一貫課程の博士課程であるため、博士課程の修了には30単位以上を修得し、かつ、各構成大学院で10単位を修得する必要があるが（大学院設置基準第17条第1項、第33条第2項適用）、学園の共同大学院博士課程は、後期3年課程の博士課程であるため、修了要件となる修得単位数についての定めはない。しかし、博士後期課程であっても、研究指導だけで修了（学位を取得）させることは適切ではなく、専攻の目的に応じた必要な単位数の授業を開講し、その単位の修得を課するのが妥当との文科省の指導であった。（大学院設置基準第17条第3項、第33条第2項中「(第17条第3項本文に規定する場合を除く)」が適用)

＜九州看護大の参画、秋田看護大の宙ぶらりん＞

平成25年（2013年）4月に秋田看護大に安藤学長が、日本赤十字九州国際看護大学（以下、九州看護大）には浦田学長が就任した。九州看護大は、前学長の喜多学長の頃に積極的に教員に博士号を取らせ、博士課程設置に向けての準備をしていたが、博士号は取得したものの若い教授が多く、設置認可には教育歴・研究業績が不足していた。九州看護大の研究科長・学部長らは、大学単独での博士課程設置は無理との判断から共同教育課程の博士課程に賛成し、その意向を新学長に伝えた結果、九州看護大は共同教育課程に参画することになった。一方、秋田看護大は、就任した新学長が「客観的に見て単独での博士課程設置は無理であり、秋田看護大が博士課程を持つには共同教育課程参画しかない」と河口には話していた。しかし、学内は前学長が単独設置を計画して多くの定年を過ぎた〇合教授候補を採用しており、教授会ではこれらの教授が単独設置を強く主張し、共同大学院参画には反対していた。秋田看護大学長は河口に「教授らへの説得は無理」「本当に難しい」と吐露し、正式に参画の表明ができずにいた。

＜新ワーキング・グループ：学園本腰となる＞

これまでに北海道看護大、豊田看護大、広島看護大、九州看護大の4校が共同大学院博士課程に参画を表明し、いよいよ申請が現実味を帯びてきた。そこで学園本部は、それまでの検討結果を踏まえ、平成25年（2013年）12月に、これまでの学長が構成メ

メンバーのWGから作業部隊である研究科長・学部長中心の組織に変え、学園理事長名での委嘱状がメンバーに届けられた。座長は、これまでと同じく河口が勤め、会議には、まだ共同教育課程参画に同意していない秋田看護大や日看大もオブザーバーとして研究科長を出席させるように要請された。その結果、赤十字6大学の研究科長らと法人本部の学事部長・課長で正式に新ワーキンググループが発足した(表2)。

表2 新ワーキンググループ構成メンバー

座長	河口てる子(北海道看護大学長)
北海道	石崎智子(学部長)、中野実代子教授
豊田	西片久美子(研究科長)、大西文子(学部長)
広島	植田喜久子(学部長)、眞崎直子教授
九州	岡村純(研究科長)、本田多美枝(学務委員長)
本部	佐野俊幸学事部長、池田学事課長
秋田	飯島純夫(研究科長)オブザーバー
日看大	筒井真優美(研究科長)オブザーバー

<認可申請書作成作業開始>

平成26年(2014年)1月にグーグル+ (Google+)を使用した遠隔会議での第1回合同ワーキング・グループ会議が開催された。第1回ワーキンググループ会議では、認可申請に向けたワーキンググループの具体的作業を決定し、開始した。教員の履歴書・研究業績関係の作業は、①各大学教員の2014年4月時点の学位等一覧の作成で、基準は准教授以上、博士号を有する講師を含む教員、学位・職位・年齢・専門領域(複数可)・大学院研究指導歴(修士課程以上の主指導教員歴)・大学院授業科目担当歴であった。②各大学で共同大学院〇合教員、合教員と仮定している教員の研究業績一覧の作成では、業績は学会発表を除き、記載内容は、著者名、論文表題、雑誌名、巻(号)、ページとした(当該教員名はアルファベット記号)。学園本部は、各大学教員の学位・職位・年齢等の一覧表フォーム作成と配布、業績のとりまとめを行う、であった。

第2回ワーキンググループ会議も遠隔会議で、2

月に法人本部事務局及び各校の7か所を結んで実施し、申請書類関係の分担を決定した。まだ参画を表明していない秋田を除いた4大学で設置申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」の1から12の項目(資料1)を分担することにし、分担は【広島・豊田】1. 2. 3. 4. 9、【北海道・九州】5. 6. 7. 8. 11、【学園本部】10. 12となった。まず担当校が各項目の案を作成し、案をワーキング・グループ会議で検討し、必要があれば研究科長会議で検討した。申請書内容は、日看大のDNGLや愛知教育大学・静岡大学の共同教育課程資料を参考に作成した。平成26年(2014年)3月中旬に(案)を作成し、ワーキング・グループ会議で討議・修正を加え、4月中旬に第1次案としてまとめ各大学へ送った。各大学からの意見を踏まえ第1次案を修正し、学長会議に提出し意見をもらい、それを資料として6月に文科省へ相談することにした。

<初期のカリキュラム案>

初期の頃の教育課程・カリキュラム案は、看護学コースと保健学コースの2コース、学位も保健学と看護学の2つを授与する案であった。4校がそれぞれ分野や科目案を担当可能な教員を念頭に置いて提出し、それらを実現可能なカリキュラム構成に検討、統合をしていった(表3)。

科目を統合した後は、各校、それぞれに教員の業績を踏まえて科目と対応させることとし、科目名と教員名が挙がってから、該当する教員の業績を設置審委員経験者の先生方に見ていただき、その結果を研究科長に伝えることになった。

<文部科学省への相談>

平成25年(2013年)9月文部科学省に河口は学園の佐野部長、安達課長とともに「大学間の協定締結」、「研究指導体制」について相談した。回答結果は、①1つの共同専攻で2つの履修コースを設定し、二つの学位を授与することは可能である。②3大学での共同実施の場合、研究指導教員6人で2学位の授与は、設置基準上は問題ないが、6人の研究指導教員と研究指導補助教員6人という教育体制で教育課程の編制が内容的に無理と思われる場合は教員数を増やす必要が出てくる。③研究指導教員6人のバランスは、3大学の場合、3人、1人、2人であっても問題ないが、3人、3人、0人は認められない。④指導体制は、5大学の場合には学生1人あたり主

担当1と副担当4人の配置となり、副担当も研究指導ができる者（〇合）でなければならない、であった。

<設置申請書内容について>

設置申請書を作成するにあたって、平成25年(2013年)9月文科省からの指導事項で検討しなければならない内容は、理念的なものとして、①「1. 設置の趣旨及び必要性」の【博士後期課程の必要性】又は【共同教育課程の必要性】であった。修士課程は各大学で個別に設置しているにも関わらず、博士後期課程は共同で設置することについて、接続性をどのように考えるか、教育上の一貫性の確保について。②「1. 設置の趣旨及び必要性」の【学生確保の見通し】の文案をどのように記載するか、根拠づくりのため修士の在校生・修了生に進学希望の調査を実施する必要性、③「3. 共同教育課程の理念」の記載内容であった。

具体的な教育の内容が必要なものとして、④「5. 教育課程（カリキュラム）の編成」の記載内容、分野を廃止したことによる、カリキュラムポリシーや授業科目群の説明内容、カリキュラムポリシーと授業科目との関連性、養成する人材像に対応した履修モデル、⑤「6. 成績評価・学位授与」の記載内容、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーとの整合性の確認、学位論文審査・最終試験の方法、学位論文の内容の要旨、論文審査結果の要旨を広く公表する仕組みについてであった。

教育方法の特徴として、⑥「7. 教育方法」の記載内容、遠隔授業、遠隔個別指導の具体的な実施方法、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導・研究指導）のプロセスの明確化、⑦「8. 入学者選抜の概要」の記載内容、各構成大学間での調整、公平性の確保、⑧「9. 学生への支援」の記載内容、構成大学へのアクセス：特に北海道看護大、豊田看護大、校舎等施設の整備計画：各大学毎の博士後期課程で使用する予定の講義室、演習室、大学院生の自習室、図書等の資料及び図書館の整備計画：各大学毎の図書・雑誌等の蔵書数等であった。

5大学での教員組織は、⑨「10. 教員組織の編成及び考え方」の記載内容、共通科目、専門科目、演習科目の授業担当の分担の考え方と各大学毎の配置、特別研究の担当の考え方と各大学毎の配置、研究指導教員と研究指導補助教員の各大学毎の配置で、まとめの「別表4 専任教員一覧」は学園本部が作成

することになった。

<教員調査（学位・業績）>

科目の設定とともに、担当する科目担当教員候補、研究指導を行う〇合・合候補の教員をあげ、履歴書・教育業績・研究業績を準備していった。10月には、各大学から申請予定の教員の学位・履歴と業績一覧を過去に設置審の委員となった先生方複数に〇合・合教員として採択されるかどうかを点検してもらうことにし、依頼、実施した（現職の委員であった方もいらしたが、それは後にわかったことで、当時は互いにマル秘）。

教員審査について設置審委員の先生方によると、「教員審査は、分野の目的・担当科目の内容・シラバス等と業績が合致しているかを審査するので、設置計画ができていないと確認できない。」とのこと、分野名を共通の名称とすることとし、各大学が科目名（案）を挙げ、対応する教員を設定することにした。修士課程と同じ分野名では違和感があるとのことにて、現行の修士課程とは異なる分野名・科目名とすることとなり、最終的には分野は置かず、科目は研究方法論等の「共通科目」、「専門科目」、「看護学演習」、研究指導の「特別研究」および共同教育課程として特徴的な「合同研究ゼミナール」とシンプルにした。

教員調査（学位、業績）では、過去に設置審での審査を受け「資格有り」と判定されている場合」について、「担当授業科目」は、「可の資格ありと判定」と記載し、「特別研究」は研究指導について「M〇合の資格ありと判定」と明記することで統一をはかった。過去に「D〇合」の審査結果を得ていた教員はわずかで、ほとんど今回が最初の博士課程指導可否審査であった。（「M」は修士課程、「D」は博士課程を示す記号）

最初の教員調査での候補者は、北海道が21名（教授11名、准教授9名、講師1名）、豊田13名（教授10名、准教授3名）、広島18名（教授12名、准教授5名、講師1名）、九州は26名（教授17名、准教授9名）の合計78名の教授陣であった。

河口が全部の教員の科目と研究業績を勘案して、設置審の元委員の先生方から聞き取った基準に合致しない教員には、理由を説明して辞退の依頼を行ったが、逆に各学長からは是非入れてほしいとの追加依頼もあり、厳選することができずにいた。そのため基準に合致しないと思われた教員は、研究指導を外

したり（つまり科目担当のみとする）、○合取得が困難と判断した場合は、授業科目を外しておくなどして、不可の判定であった場合の傷を最小にするよう工夫していた。

<秋田看護大の参画>

平成26年（2014年）10月の学長会議では、大塚理事長が秋田看護大の安藤学長に共同大学院への参画を強く要請し、それを受ける形で秋田看護大の参画が決まった。日看大に対しても大塚理事長は参画を要請したが、日看大学長は集合での合同ガイダンスや合同研究ゼミナール、審査等での会場提供、非常勤講師としての教員派遣などの協力はするが、参加は「否」として頑として変えなかった。

秋田看護大の参画が決まったが、秋田の教授会では参画に反対する教授が圧倒的に多数派で、結局実際に参加に応じた教員は、学長・研究科長・特任教授1名・准教授1名の4名であった。ともかく、5大学の共同教育課程がスタートできることを幸いとし、申請書類には大急ぎで秋田の教員履歴書・研究業績、担当授業科目、シラバス等の追加作業に入った。

<保健学コース設置の断念>

赤十字5大学による共同教育課程では、前述したように【看護学】とともに【保健学】の学位授与ができる保健学コースも予定していた（表4）。しかし、申請の平成27年（2015年）3月が近づくとつれ、保健学コースを担当する予定であった教員の退職が次から次へと続いた。最終的に保健学を専門として担う○合教授候補が0名になり、保健学コースは断念せざるを得なくなった。結果、保健学の教科目については、保健学演習を削除し、健康科学特論のみを専任准教授1名と非常勤講師（当初○合予定の専任教授）1名のオムニバス科目として残すのみとなった。

<平成27年3月設置申請>

平成26年（2014年）10月の学長会議、11月の常務理事会、同月の理事会にて申請の承認を得、平成27年（2015年）3月に北海道看護大、秋田看護大、豊田看護大、広島看護大、九州看護大の5大学で構成される共同看護学専攻博士課程を設置申請した。構成大学5校分、軽トラック一杯近くの関係書類の段ボールを文部科学省に運び、申請が受理された。

申請した共同看護学専攻の定員は、各大学2名ずつの合計10名で、後期3年の博士課程であった。教務関係年次スケジュールは、1年次5月に合同ガイダンス、10月に合同ゼミナール、2年次から研究計画審査（年4回）、合格後に所属大学の研究倫理審査と共同看護学専攻の研究倫理審査を受け、3年次11月に論文を提出（年2回）し、3月に修了する学年歴であった。

<教育課程と教員配置>

申請した教育課程は、共通科目として看護理論、科学的研究方法論Ⅰ～Ⅵ、臨床倫理論、赤十字人道援助論の9科目、専門科目は看護人材開発特論、実践看護学特論、療養生活看護学特論、生涯発達看護学特論、広域連携看護学特論、災害救護特論、健康科学特論の7科目、看護学演習、合同研究ゼミナール、特別研究が各1科目ずつで構成されていた。修了のための単位は、共通科目が各科目1単位で2科目2単位以上、専門科目は各科目2単位で1科目2単位以上取得し、必須科目の看護学演習2単位、合同研究ゼミナール1単位、特別研究8単位を取得し、合計15単位以上を修了要件とした。

申請した教員は、北海道が8名（教授6名、准教授1名、講師1名）、秋田4名（教授3名、准教授1名）、豊田7名（教授5名、准教授2名）、広島7名（教授7名）、九州11名（教授9名、准教授2名）の専任教員合計37名と兼任（非常勤講師）3名であった。37名の専任教員の内、科目のみ担当する教員は5名であった。

<設置審 教員審査結果>

平成27年（2015年）6月2日15時から設置審における教員審査結果の伝達が文部科学省の一室であった。河口と学園の佐野部長・池田課長の3名が伺い、構成5大学の申請教員37名の結果を受けた。5大学による共同教育課程ということで申請教員人数が多いため、記録の正確を期するため録音の許可を求め、許可されて臨んだ。審査結果伝達は北海道看護大の河口からスタートしたが、北海道、秋田と続くにつれて、「不適」「不可」の結果に心臓がばくついた。

教員審査は、「職位適合」「科目担当可否」「研究指導可否、合・○合」と3種類あり、それぞれ独立して審査された。まず「職位の適・不適審査」が行われる。たとえば、申請が教授であれば、「博士課程の教授」として相応しいかどうかを審査し、「適」

「不適」で判定される。ここで「不適」と判定されると、次の「科目担当可否審査」や「研究指導可否審査」に進まず、全部不合格になる。申請職位が「適」ということになると、次に科目担当可否を審査される。科目担当可否では、科目・科目内容と研究業績が一致しているかが重要な点である。研究業績がたくさんあっても、科目との関連が認められなければ「科目担当」は「不可」である。最後に、研究指導可否、合・〇合が審査される。〇合は、研究指導が行える教員で、合は研究指導補助教員に合格したことを示す。研究指導が「否」の場合は何も記載されず白紙で、可の場合は「合」と「〇合」の2種類の判定がくだされる。

研究指導には、博士の学位、一定年数以上の教育歴（准教授以上）、質の高い論文複数が必要である。質の高い論文とは、全国レベル以上の学会誌への査読有り投稿論文業績で筆頭著者、数は多いに越したことはないが、紀要や商業誌の論文では評価されない。過去に〇合、合、科目担当可となったものがあれば、記載することになっており、一度、博士課程の設置審査で〇合、科目可になっておれば、同じ職位、科目、指導審査であれば、適・可・〇合に判定されるとのことであった。

教員審査の結果（可否）は、申請専任教員37名のうち、職位不適5名、共通科目の不可1名、専門科目の保留1名、看護学演習・合同研究ゼミナール不可7名（職位不適の5名を含む）、同科目保留2名であった。研究指導に関しては、〇合教授12名、合教授・准教授合計9名、不可9名（職位不適による5名含む）、保留2名であった。なお、保留は、その後の補正申請にて、科目はすべて可、研究指導は〇合となった。

教員審査の結果については、予想通りのところも、予想外のところもあったが、懸念していたところが的中して痛かった。たとえば、現職研究科長2名が「〇合」でなく「合」の判定、災害救護特論担当教員複数名の科目担当「不可」、1大学が〇合教員1名になった、など。また、「職位不適」が5名と予想外に多く、判断に甘さがあった。設置基準の〇合・合教員12名（設置基準は〇合教員6名以上、合教員を含めて12名以上）を遙かに超える32名の申請教員と多かったので、不可教員が出て何とかなると考えていた。判断は間違いではなかったが、複数の学長からの「追加で入れてほしい」との依頼を、不可に判定されるのではないかと危惧しつつ、ぱっさり

と切れなかったのは問題だったと反省もした。

<設置審 教育課程結果>

教員審査以外の教育課程等の結果については、是正意見4件、改善意見8件、要望意見1件の計13件、他にその他のコメントがあった。

是正意見では、①共同教育課程制度の利用について「教員が単科大学ではなかなか集まらないので、共同教育課程をやります」というような主旨では不適切であり、格調高く優れた教育が実施できることを述べる必要があった、②養成する人材については、本専攻の人材養成に係る強みや独自性、「建学の精神の実現」等について説明すること、また③「最新メディア機器を活用した従来にはない教育方法を用いた授業科目の履修」については具体的に説明すること、最後に④「テレビ会議システム」はともかく、「グループ+」を活用しての遠隔による集団教育及び個人指導は、十分なセキュリティが確保されなければならないので不適切であるとのことであった。

改善意見では、①各構成大学の看護学専攻の修士課程が定員未充足の件、②アドミッションポリシーと出願要件や入学者選抜方法への反映、③「看護学演習」の具体的な授業内容、④研究の倫理審査について共同教育課程での審査基準の必要性、⑤「テレビ会議システム」を活用した遠隔授業の運用方法を明確にした上で、対面授業と同等の教育効果を有することについて説明すること、⑥メディア授業でのトラブルに対してシステムに熟練した者の支援を具体的に説明する、⑦メディア授業を支える専用回線の通信速度が1 Mbpsでは不十分、⑧協議会と各構成大学の検討事項・決定事項の区分について具体的に説明する、であった。

要望意見は1件、専攻長の専任が望まれるとのことであった。その他のコメントでは、教員の数及び各大学における〇合教員については基準を満たしているため、教員数自体は足りている。保留については指摘部分を補足、あるいは追加して、再判定を受けることが出来る。教員判定で不可となった部分については、別の教員を配置するか、今の人数で十分足りているのであれば、その説明をする、であった。

<6月補正申請書提出>

補正申請では、共同看護学専攻は〇合教員不足を補うための共同教育課程ではなく、5大学の教員が融合し、「知の共同体」として多様化、多層化した

共同教育課程を設置することと格調高くその意義を謳い、セキュリティが確保されないグーグル+の活用は断念、削除した。教員審査で保留となった教員には、指摘部分を補足・追加し、教員判定で不可となった教員部分は可となった教員の担当コマ数を増やすことや、災害救護特論のように日看大の小原教授に非常勤講師を依頼して穴埋めを行った。結果、保留教員は、科目に関しては全員「可」、指導教員としても全員「D○合」承認となった。

文書の差し替え作業が何度もあったが、急な作業員確保は難しく、結局大量の書類の差し替えは、学園本部の事務室で、5大学の学長・研究科長、学園学事部長・課長らが土・日返上で作業した。申請書類・補正申請書類は大量で、河口はその分量を「リヤカー一杯分の書類」と表現していた。軽トラックよりは少ないが、大きなスーツケースが5個以上必要な分量であった。アルバイトでなく、学長・研究科長・学事部長らが文句も言わず？黙々と作業している様子は、おかしくもあり、自分たちで作り上げた実感するに足りる作業の連続であった。

<共同看護学専攻設置認可>

平成27年（2015年）8月設置認可が下りた。平成28年（2016年）4月の開設に向かって、構成5大学の学長会議が開催され、専攻長にはWG座長の河口が選出された。また、河口は、完成年度までの3年間専攻長を務めることとなったが、その後の専攻長任期は2年とされ、構成大学の学長が順に専攻長を務めることになった。博士学位審査委員会委員には、各大学の研究科長を宛てることにし、いわゆる○合教員とか主指導教員となれる者とかの文言を入れない委員会規程を作成した。事務責任校は専攻長所属の大学とし、教務委員会・博士学位審査委員会・連絡協議会は責任校の委員が委員長を務め、責任校が事務局を務めることとなった。その他の委員会（入試委員会・研究倫理審査委員会・自己点検・評価委員会）は、委員の互選で委員長を選出し、委員長所属の大学が事務を担当することになった。

河口は、広尾の日看大 高田学長から共同災害看護学専攻課程では、いろいろな問題が発生したので、規程にない事項の検討委員会として「研究科長会議」が必要になると情報を得ていた。そのため、構成5大学の学長会議で研究科長会議を設けることを提案したが、具体的な検討課題を説明できなかつたため、委員会は少ない方がよいとの意見で、否決された。

しかし、1年も経たずに共同看護学専攻担当の教員に「退職希望者」が出て、その対応のため「研究科長会議」が必要になり、博士学位審査委員会に続いて開催されることになった。

認可後は、ホームページ掲載用の共通共同看護学専攻案内 pdf ファイルの「設置申請中」を「設置認可、平成28年（2016年）4月開設」と変更・掲載し、構成5大学で大々的に宣伝した。入試委員会が活動を開始し、入試科目、入学志望書等の共通内容を募集要項に盛り込んだ。定員は、構成5大学で10名、各大学2名であるが、定員の2倍を上限として合格者をそれぞれの大学が決め、結果を入試委員会・連絡協議会に報告することになった。

<平成28年4月開設>

平成28年（2016年）4月、赤十字5大学による看護学研究科共同看護学専攻博士課程が無事開設した。入学生は北海道看護大3名、秋田看護大3名、豊田看護大2名、広島看護大4名、九州看護大2名、合計14名であった。入学式は各大学で開催し、5月20・21日に5大学合同のガイダンスを実施した。専攻長には北海道看護大学長の河口が就任し、同大学が事務局を担当、教育課程と教員配置は表5のようになった。

<おわりに>

博士課程設置は、赤十字6看護大学の先輩学長諸兄・諸姉らの願望であり執念でもありました。河口も同様に設置を目指して、孤立奮闘、紆余曲折ありつつも、諦めずに多くの方の協力を得て、初志貫徹しました。

この博士課程開設は、平成21年度～25年度の日本赤十字学園中期計画に入っていたものですが、平成22年度に共同大学院の設置を一度断念しています。ですが、常務理事会では、「共同実施ということに限定せず、検討プロジェクトを設置することになった」とあるので、学園本部は博士課程設置を諦めずに検討し続けるのが当然でした。しかし、最も意欲が冷えていたのは、実は学園本部事務局であったというのが、河口の印象です。学園は、6大学の方向性を決め、方針に添って実行するのが使命のはずですが、学園本部の及び腰が気になりました。

北海道看護大の事務局に関してですが、河口は大学事務局にとって迷惑な学長だったかもしれません。なにせ6大学中最も脆弱な北海道看護大の教職員に

他の赤十字看護大学の学長、学部長や研究科長を巻き込んでの新規事業を、長期間主導させたのですから。開設にかかった期間といえば、赤十字看護大学の学長、学部長や研究科長の賛同を得るための仲間作りに2年、前例を発見して枠組み構築に1年弱、設置申請書作成に1年強、補正申請と具体的な設置準備に1年、設置から完成年度まで共同看護学専攻を軌道に乗せるための3年、合計8年もの歳月を費やしました。北海道看護大学の事務・教員一同は、最初の3年弱はともかく、その後の5年強は、5赤十字看護大学の中で経験のない博士課程の設置申請、それも自大学だけでなく他の4大学の分も含めての作業、認可後は設置審の監視下での作業を責任校として果たしてきたのでした。

もちろん、よかったと思うところもあります。他大学を主導しての博士課程事務作業を経験した学務課などは、他大学の学務以上の知識と経験をもち、それが自信となって他大学にも堂々と意見を言うようになりました。また、5大学の共同課程+1協力校ということで、事務を含めた6大学の会議が頻繁に開催され、会議外の意見交換も多く、そのたくさんのふれあいの中で「はじめて赤十字看護大学の一員であるとの実感がわいた」「他大学の教職員と仲良くなった」との発言が度々聞かれました。学園監事の監査でも、そのような発言が多数聞かれたと堀野前監事から報告があり、共同意識が芽生えたのだと大変うれしく思いました。

しかし、河口が最もうれしかったのは、赤十字学園の理事会にて、この赤十字5大学の共同看護学専攻（博士課程）の開設が報告されたとき、赤十字看護大学の元学長先生ら、理事・評議員の方々から「よくぞ作ってくれた。ありがとう」と感謝の言葉をいただいた時でした。実は見守っていただいていたんだと、心が震えたのを覚えています。ありがとうございました。

謝辞

赤十字5大学による共同看護学専攻（博士課程）は、日本赤十字看護大学の協力を得て、赤十字6大学の事業になりました。日本赤十字学園本部事務局、日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学、日本赤十字九州国際看護大学および日本赤十字看護大学の諸先生、事務局の皆様には、膨大な作業と多くのご協力をいただきました。ここに深く感

謝いたします。

資料1 設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性
 - (1)背景
 - (2)博士後期課程設置の必要性
 - (3)共同教育課程設置の必要性
 - (4)理念、教育目標及び養成する人材
2. 研究科、専攻の名称及び学位の名称
3. 教育課程の編成の考え方及び特色
 - (1)教育課程編成の考え方（カリキュラムポリシー）
 - (2)教育課程の特色
4. 教員組織の編成の考え方及び特色
 - (1)教員組織編成の考え方と特色
 - (2)教員の配置計画（職位、学位、業績、年齢構成）
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件
 - (1)教育方法に関する基本的な考え方
 - (2)研究指導体制
 - (3)履修指導
 - (4)履修モデル
 - (5)成績評価
 - (6)修了要件及び学位の授与
 - (7)研究の倫理審査体制
6. 施設・設備等の整備計画
 - (1)各構成大学へのアクセス等
 - (2)学生の研究室等の整備
 - (3)図書等の資料及び図書館の整備計画
7. 既設の学部（修士課程）との関係
8. 入学者選抜の概要
 - (1)入学定員
 - (2)入学者受入方針（アドミッションポリシー）
 - (3)出願資格
 - (4)入学者選抜の方法
 - (5)選抜の基準
 - (6)学生が本籍を置く大学等
9. 大学院設置基準第14条による教育方法の特例
 - (1)入学者選抜方法
 - (2)修業年限
 - (3)履修指導および研究指導の方法
 - (4)教員の負担程度
10. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合
11. 管理運営
 - (1)共同看護学専攻学長会議
 - (2)共同看護学専攻連絡協議会
 - (3)各種委員会
 - (4)事務組織
 - (5)各構成大学における共同看護学専攻の管理運営
12. 自己点検・評価
13. 情報の公表
14. 教員の資質の維持向上の方策
 - (1)共同看護学専攻における教育の質の向上のための取り組み
 - (2)各構成大学の研究能力の質の向上のための取り組み

表3 初期のカリキュラム案（看護学・保健学コース）

2014/3/28 共同大学院設置認可申請書（統合案）					
共同大学院 分野名・科目名（案）					
共通科目	看護学コース				保健学コース
	基盤看護学分野 （広+九）	療養生活看護学分野 （道+豊）	障がい看護学分野 （豊+九）	広域調整看護学分野 （道+九）	健康生活保健学分野 （豊+九+一部道）
尺度開発方法論 （道）	基盤看護学特論	療養生活特論	障がい看護学特論	広域調整特論	健康科学特論 （豊）
実験研究方法論 （道、九-I）	基盤看護学演習	療養生活演習	障がい看護学演習	広域調整演習	健康科学演習 （豊）
臨床介入研究 方法論（道）	基盤看護学実習	療養生活実習	障がい看護学実習	広域調整実習	健康科学 フィールドワーク（豊）
質的研究方法論 （道、九-C）	基盤看護学特別研究	療養生活特別研究	障がい看護学 特別研究	広域調整実習 特別研究	健康科学特別研究 （豊）
理論構築 方法論（豊）		実践看護学特論 （道-1）		広域マネジメント 特論（道-7）	健康生活保健学特論 （九）
アカデミック ライティング（九-G）		実践看護学演習 （道-1）		広域マネジメント 演習（道-7）	健康生活保健学演習 （九）
臨床倫理論 （道+α）		実践看護学実習 （道-1）		広域マネジメント 実習（道-7）	健康科学 フィールドワーク（九）
コミュニケーション論 （道）		実践看護学特別研究 （道-1）		広域マネジメント 特別研究（道-7）	健康科学特別研究（九）

表4 幻の教育課程：博士（保健学）

2015.02.08

教育課程等の概要（共同学科等）														
(看護学研究科共同看護学専攻)														
科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	開設大学	単位数		授業形態			専任教員等の配置				備考	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師		助 教 手
共通 科目	看護理論	1・2・3 後	日本赤十字豊田看護大学	1		○						兼1	メディア	
	赤十字人道援助論	1・2・3 後	日本赤十字秋田看護大学	1		○						兼1	メディア	
	科学的研究方法論Ⅰ (実験研究)	1・2・3 前	日本赤十字北海道・九州国 際看護大学	1		○			1	2	1		オムニバス方式 メディア	
	科学的研究方法論Ⅱ (臨床介入研究)	1・2・3 後	日本赤十字北海道・豊田看 護大学	1		○			3				オムニバス方式 メディア	
	科学的研究方法論Ⅲ (尺度開発)	1・2・3 前	日本赤十字北海道・豊田看 護大学	1		○			3				オムニバス方式 メディア	
	科学的研究方法論Ⅳ (質的研究)	1・2・3 後	日本赤十字九州国際・北海 道看護大学	1		○			2				オムニバス方式 メディア	
	科学的研究方法論Ⅴ (文化人類学的研究)	1・2・3 前	日本赤十字九州国際看護大 学	1		○			1				メディア	
	科学的研究方法論Ⅵ (理論構築)	1・2・3 後	日本赤十字北海道看護大学	1		○			1				メディア	
	臨床倫理論	1・2・3 後	日本赤十字九州国際・北海 道看護大学	1		○			2				オムニバス方式 メディア	
小計（9科目）	—			0	9	0	—	11	2	1	0	0	兼2	—
専門 科目	看護人材開発特論	1・2 前	日本赤十字広島・豊田・九 州国際看護大学	2		○			4				オムニバス方式 メディア	
	療養生活看護学特論	1・2 前	日本赤十字北海道看護大学	2		○			3				オムニバス方式 メディア	
	生涯発達看護学特論	1・2 前	日本赤十字豊田・秋田看護 大学	2		○			3	2			オムニバス方式 メディア	
	実践看護特論	1・2 前	日本赤十字広島看護大学	2		○			3				オムニバス方式 メディア	
	広域連携看護学特論	1・2 前	日本赤十字広島・秋田・九 州国際看護大学	2		○			5				オムニバス方式 メディア	
	災害救護特論	1・2 前	日本赤十字広島・九州国際 看護大学	2		○			2	2			オムニバス方式 メディア	
	健康科学特論	1・2 前	日本赤十字豊田・北海道・ 九州国際看護大学	2		○			2	2			オムニバス方式 メディア	
小計（7科目）	—			0	14	0	—	22	6	0	0	0	0	—

教育課程等の概要（共同学科等）

(看護学研究科共同看護学専攻)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	開設大学	単位数		授業形態		専任教員等の配置					備考		
				必修	選択	自講	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教		助手	
演習	看護学演習	1・2通	日本赤十字北海道・秋田・豊田・広島・九州国際看護大学	2			○		24	4					共同
	保健学演習	1・2通	日本赤十字北海道・豊田・九州国際看護大学	2			○		3	2					共同
	小計（2科目）	—		0	4	0	—		27	6	0	0	0	0	—
合同研究ゼミナール	合同研究ゼミナール	1通	日本赤十字北海道・秋田・豊田・広島・九州国際看護大学	1			○		27	6					共同
	小計（1科目）	—		1	0	0	—		27	6	0	0	0	0	—
特別研究	特別研究Ⅰ	2通	日本赤十字北海道・秋田・豊田・広島・九州国際看護大学	4			○		27	6					共同
	特別研究Ⅱ	3通	日本赤十字北海道・秋田・豊田・広島・九州国際看護大学	4			○		27	6					共同
	小計（2科目）	—		8	0	0	—		54	12	0	0	0	0	—
合計（21科目）		—		9	27	0	—		30	7	1	0	0	兼2	—

学位又は称号	博士（看護学） 博士（保健学）	学位又は学科の分野	保健衛生学関係（看護学関係）
卒業要件及び履修方法	開設大学	開設単位数（必修）	授業期間等
所定の在学年限を満たし、以下の所定単位を修得するとともに、必要な研究指導をうけたうえで学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。	北海道		1学年の 学期区分
	秋田		2期
	豊田		1学期の 授業期間
	広島		15週
	九州		1時限の 授業時間
			90分

- (1)以下の①から⑤を満たし15単位以上
 ①共通科目のいずれか2科目2単位以上
 ②専門科目から1科目2単位以上
 ③演習科目から1科目2単位以上
 ④「合同研究ゼミナール」を1単位
 ⑤「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を8単位

